

第4章 予納制度を利用した 特許料等の返還

1. 改正の必要性

(1) 従来の制度

① 予納制度

特許料や登録料、各種手数料等の特許等関係料金は、原則特許印紙により納付しなければならないこととされており（特許法第107条第6項等）、特許印紙が購入された時点で国の歳入が生じる。また、特許等関係料金は、どの料金の納付に充てるか特定することなく、将来の納付されるべき見込額をあらかじめ特許印紙により予納しておくことが可能であり（特例法第14条）、当該予納した者の申出により予納された見込額を特許等関係料金の納付に充てることとされている（特例法第15条）。

予納制度は、手続ごとに印紙の購入や貼付を行う負担がなく、各手続において見込額からの控除の申出を行うだけで足りるため、比較的多くの出願等の手続を継続的に行う出願人や代理人に広く利用されている。平成14年には、審査請求手続の96.9%において予納制度を利用して審査請求手数料が納付されている。

② 「見込額」の性質

予納制度は、継続的に特許等関係料金を納付する者が、対象手続や具体額を特定しない状態であらかじめ納付しておくことを可能とするものである。したがって、一度に予納された見込額が必ず一つの手続に係る料金納付分に対応するというものではなく、一つの手続に係る料金納付分を見込額から控除した後においても、その見込額に残余が存在することは当然予定されている。また、予納制度の未利用期間が4年に達して予納の届出が失効する場合（特例法第

14条第3項)を除き、予納者は何度でも見込額の予納が可能であり、見込額に残余がある限り何度でも特定の手続に係る料金納付に充てることが可能である。

③ 特許等関係料金の返還における返還方法

特許庁から返還請求者に特許等関係料金が返還される場合、特許庁が特許等関係法令に規定される特許等関係料金の返還の請求を受けると、特許庁と返還請求者との間に債権及び債務が発生する。予納制度が国による予納者の資産の保管という性質を有することから、特許等関係料金の返還として予納された見込額への加算と予納者への直接の返還とは実質的に同等とも考えられる。しかしながら、改正前の制度においては、予納された見込額について、特許庁による見込額への加算に関する規定は置かれていない。したがって、特許庁から返還請求者への特許等関係料金の返還は、特許庁による見込額への加算をもって行うことはできず、現金によって行われていた。

(2) 改正の必要性

① 利用者の利便性の確保

改正前の制度は、予納制度の利用者が特許庁から返還された特許等関係料金を再度予納に充てる場合、ア 返還請求書の提出に際し返還する銀行口座等を指定し、イ 既納の特許等関係料金の返還があったことを確認した後、ウ 当該金額により再度特許庁等において印紙を購入し、エ 印紙を貼付した書面にて特許庁へ見込額の予納を行うこととなる。資金の単純な循環であるにもかかわらずこのような煩雑な手續を強いることは、予納制度利用者にとって負担となっていた。

これに対し、特許庁による見込額への加算により特許庁から返還請求者への特許等関係料金の返還を可能とすると、予納制度の利用者は、ア 返還請求書の提出に際し返還する予納台帳番号を指定し、イ 既納の特許等関係料金の返還があったことを確認するだけで足り、次の手続にその返還額を利用すること

が可能となる。このような手続の簡素化は、大きな割合を占める予納制度利用者の利便性の向上に資するものである。

② 審査請求手数料返還制度の利用促進による迅速な特許審査の実現

特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）により、審査請求後、権利取得の必要性が低下した出願を放棄し、又は取り下げた場合には、請求により審査請求手数料の一部を返還する制度が導入された。この制度の導入は、出願人に費用を節減する機会を提供するとともに、真に権利取得を必要とする出願のみを審査することで特許の迅速な審査に資することを目的としたものである。

多くの審査請求者に利用されている予納制度を活用した審査請求手数料の一部返還を可能とすることで、審査請求手数料返還制度の利用が促進されれば、迅速な特許審査の実現にも寄与するものと期待される。

2. 改正の概要

予納者からの申出により、予納された見込額から相当する金額を控除することをもって特許等関係料金の納付とする旨を規定した特例法第15条を改正し、特許等関係法令に規定された特許庁からの特許等関係料金の返還について、返還請求者からの申出があったときは、予納された見込額への加算により当該返還に代えることを可能とする。

3. 改正条文の解説

◆特例法第14条

（見込額の予納）

第十四条 （略）

- 2 (略)
- 3 第一項の規定による届出（以下「予納届」という。）をした者が同項の規定による予納又は次条第一項若しくは第二項の規定による申出をしない期間が継続して四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。
- 4 (略)

第14条第3項は、予納届をした者が予納を利用する必要がなくなった場合、予納台帳を維持・管理する必要がなくなるため、予納届は効力を失う旨を規定している。改正前の制度は、予納制度に関する手続として、新たな予納と予納した見込額からの手数料等への充当の申出を規定しているが、これらに加え、今改正により導入した予納した見込額への加算の申出を追加する。

◆特例法第15条

（見込額からの納付等）

第十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定により予納をした者（以下「予納者」という。）が特許料等又は手数料の納付に際し経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額（この項の規定による特許料等若しくは手数料の納付に充てた額の控除又は次項の規定による返還すべき額に相当する金額の加算があったときは、当該控除又は加算をした後の額。以下この条において同じ。）から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該特許料等又は手数料の納付に充てる。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失った後は、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により特許料等又は手数料の納付をした者（以下「納付者」という。）が、特許等関係法令の規定による当該特許料等又は手数料の返還の請求に際し、経済産業省令で定めるところによ

り申出をしたときは、その納付者が予納した見込額に、返還すべき額に相当する金額を加算することをもって当該返還に代えるものとする。

- 3 予納者が予納した見込額に残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。
- 4 (略)

(1) 第15条第1項における「見込額」

第15条第1項は、予納者の申出により、第14条第1項の規定により予納された見込額から納付すべき料金の額に相当する金額を控除することを規定している。この「見込額」は当該予納者が予納した見込額を指すとともに、既に別の手続に係る料金納付分が見込額から控除されていた場合には、当該控除後の見込額を指すものと解される。

したがって、第15条第2項として、返還請求者に対する返還に代えて見込額に加算することを新たに規定するに当たり、当該加算額は見込額と同様に料金納付に充てることを可能とする必要性がある。そこで、同条第1項における「見込額」は加算額がある場合には当該加算後の額とすることを明記するとともに、既に行つた別の手続に係る料金が控除された場合には当該控除後の額とすることを明確にする。

(2) 予納された見込額への加算による特許等関係料金の返還

第15条第2項は、予納者が、予納された見込額から控除することにより納付に充てた特許等関係料金に関する返還請求に際し、当該返還に代えて見込額への加算を希望する申出を行つた場合は、特許庁長官は、特許等関係料金の現金による返還に代えて、当該見込額に返還すべき額を加算することとする。

(3) 特許等関係料金の返還の方法

特例法は、電子情報処理組織の使用等による手続の円滑な処理を目的として

おり、特許等関係法令の特例として位置づけられている。また、特許等関係料金の返還は現金により行うことが原則であり、今改正により同法に規定される予納制度を利用した特許等関係料金の返還はその例外と位置づけられる。予納制度が、手続と同時に行う特許等関係料金の印紙による納付（以下「同時納付」という。）や現金により行う特許等関係料金の納付（以下「現金納付」という。）の特例として、電子情報処理組織を使用した方法により行われた手続に係る特許等関係料金の納付を目的としていることからも、予納制度を利用した特許等関係料金の返還は、電子情報処理組織を使用した方法により納付されたものに関して規定する。

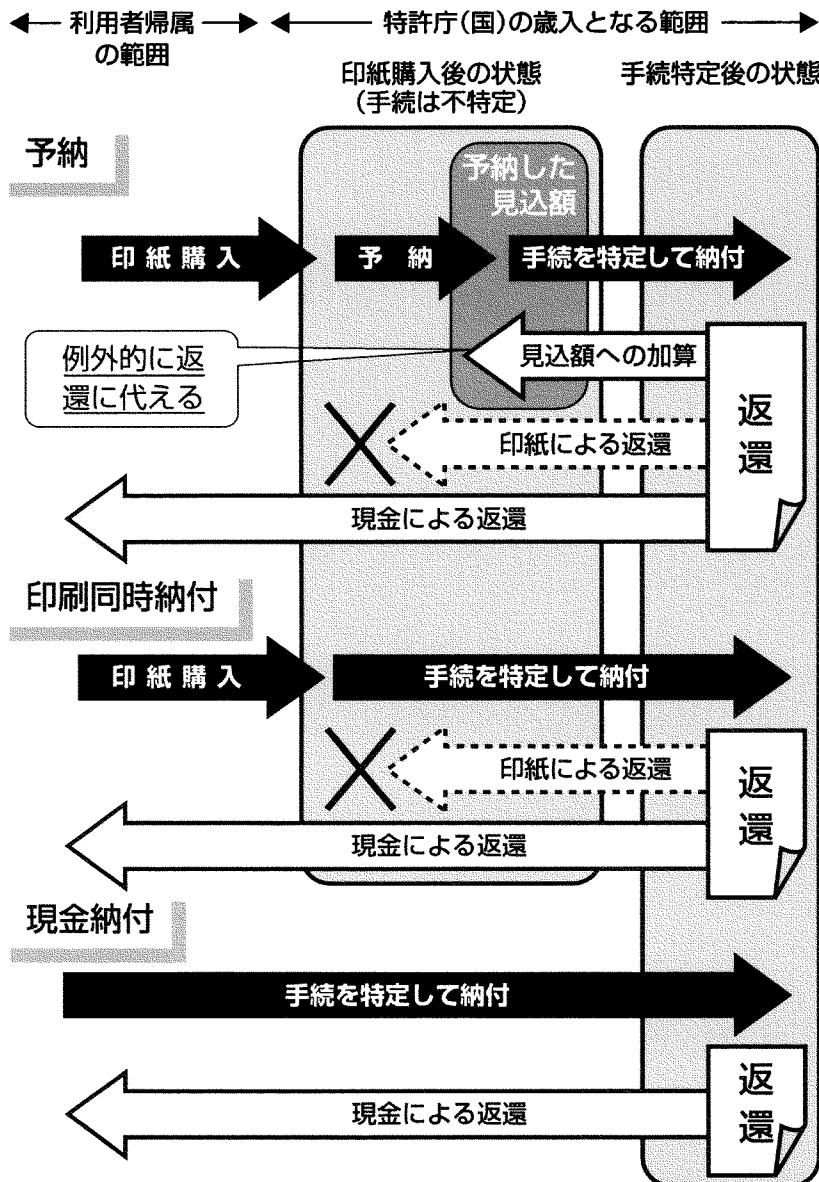
同時納付や現金納付は、特許印紙や納付証といった財産的価値物を納付者から直接特許庁が収納することとなるため、当該方法により直接納付された特許等関係料金の返還は、現金により直接納付者へ返還することが妥当である。また、継続的に多くの出願等の手続を行う特許制度の利用者については、既に予納制度を利用していている者が多く、このような予納者が同時納付や現金納付を行う例は極めて少ない。したがって、同時納付や現金納付を行った料金についても予納制度を利用して返還を可能とする必要性は乏しい。

(4) 第15条第3項における「見込額」

第15条第3項は、予納された見込額にある時点で残余がある場合、請求により予納者へ返還する旨が規定している。

従来、同項に規定された「見込額」は、控除額の有無に関係なく、予納者が予納した額そのものを指していた。しかしながら、第15条第1項において「見込額」を定義し直すことにより、同条第3項における「見込額」も加算額や控除額がある場合には当該加算や控除後の額とすることとし、当該「見込額」の残余額を返還することを規定する。

予納制度概念図



◆特例法第16条

(代理人への準用)

第十六条 前二条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納に準用する。この場合において、前条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と読み替えるものとする。

第16条は、特定の者が多くの者から委任を受け、代理人としてそれらの者の行う手続を扱う場合、将来予想される委任事務の処理のために充てるものとして自己の名において予納することを認めたものである。また、第15条第1項を読み替えることにより、手続者本人から委任を受けた代理人が、自己の名において予納した見込額から所要の料金の納付に充てる旨の申出をしたときは、本人が当該料金を納付したものと同じ効果が発生することも規定されている。

今改正により、第15条第2項に新設された予納制度を利用した特許等関係料金の返還においても、効果の帰属主体である本人が返還の請求を行い、その申出により、本人のために料金を納付した代理人の見込額へ加算して返還することを可能とするため、第15条第2項を読み替えて適用する旨を規定する。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

平成15年の法改正により導入された審査請求手数料の一部返還制度が平成1

第4章 予納制度を利用した特許料等の返還

6年4月1日に施行されたところ、今改正により導入された予納制度を利用した特許料等の返還制度は、審査請求手数料の一部返還に際する手続を容易とするため、返還制度の利用促進に資するものと期待されている。

したがって、平成16年4月1日以降、可能な限り早い段階で施行されるとが必要であるため、予納制度を利用した特許料等の返還に関する規定の改正は、公布の日または平成16年4月1日のいずれか遅い日と規定した。

なお、今改正は、平成16年6月4日に公布されたため、本制度は同日から施行されている。

(2) 経過措置

予納制度を利用した特許料等の返還制度を導入するに当たり、特段の経過措置規定は設けない。

施行日以後に料金の返還請求をする場合に、予納した見込額への加算の申出をすることができる。